

一宮市告示第 231 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定に基づき、告示された事項に変更があった旨の届出があったので、同条第 10 項の規定に基づき下記のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 2 日

一宮市長 中野 正康

記

1 変更に係る団体の名称

水道町町内会

2 変更があった事項

区域

3 変更の内容

以下のとおり、区域を変更する。

- (1) 一宮市木曽川町黒田字北野黒のうち、13、143～201 番
- (2) 一宮市木曽川町黒田字往還東のうち、93～114 番
- (3) 一宮市木曽川町黒田字中野黒のうち、県道光明寺 木曽川停車場線の北側全域
- (4) 一宮市木曽川町黒田字井桁畔のうち、112～185 番